

各 位

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

【山形労働局長登録教習機関 第54号 登録更新申請中】

山形事務所

小型移動式クレーン運転技能講習 開催のご案内

労働安全衛生法により、つり上げ荷重5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務に就く場合、移動式クレーン運転士免許又は標記の「小型移動式クレーン運転技能講習」を修了する必要があります。

つきましては、標記講習を次のとおり開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 開催日時・会場・受講料等 【学科2日・実技1日 計3日】

区分	日程	時間	対象者	講習会場	受講料	テキスト代
学科 (2日)	4月 1日(月)	8:50~17:15	各コース共	[学科教室・実技会場]	(消費税込)	(消費税込)
	4月 2日(火)	8:50~16:10	① 全科目受講者	(公社)ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所 (山形市鑄物町48-3)	① 全科目 28,080円 〔免除者〕 ② 原動機 ③ 力学 25,920円 ④ 原動機+力学 23,760円	※ 一般 1,650円 ※ 会員 1,350円
		8:50~12:00	② 原動機免除者			
		13:00~16:10	③ 力学免除者			
16:15~17:15	全受講者修了試験					
実技 (1日)	4月 3日(水)	8:20~18:00 力学免除者は 8:20~16:55	受講番号 1~18	学科初日と実技日は5分前から オリエンテーションを行います 〈実技日は申込順に確定します〉		
	4月 4日(木)		受講番号 19~36			
	4月 5日(金)		受講番号 37~54			
	4月 6日(土)		受講番号 55~72			

2. 受講資格 .. 満18歳以上の方。

3. 科目免除 .. 次の資格を取得している方は、科目の一部免除を受けることができます。

原動機

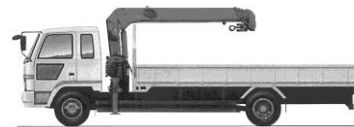
【技術検定】 建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法もしくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、または2級の技術検定で第2種もしくは第6種に合格した者

【技能講習】 車両系建設機械（基礎工事用）運転

力学

【免許】 クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士

【技能講習】 玉掛け、床上操作式クレーン運転



4. 申込方法等 .. 【銀行振込】 申込書等を郵送後、受講料+テキスト代 を下記へ送金下さい。(入金確認後受付になります)
《振込先》 きらやか銀行 山形東支店 (普通) 001085 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所
《 銀行振込にご協力をお願い致します 》

【必要書類等】 ① 申込書 ② 写真1枚 (サイズ縦3.0cm×横2.4cm 背景無地 申込書貼付) ※裏面に氏名をご記入下さい。

③ 本人確認証明書のコピー…運転免許証または健康保険証の写し

④ 科目免除対象となる資格(免許証又は修了証)の両面のコピー

⑤ 修了証返送用切手 … 講習初日に持参して下さい。(1~3名→392円分、4~6名→402円分切手)

【定員】 72名 【締切日】 3月25日(月) (但し、定員前でも締め切ることがありますので、受付状況はお電話にてご確認下さい。)

◎受講の変更・取消は締切日までとし、以後の取消の場合ご返金いたしませんのでご了承下さい。

【申込先】 〒990-2351 山形市鑄物町48-3

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 山形事務所

電話 (023) 664-0085 FAX (023) 664-0086

講習日の緊急連絡先

080-6057-5297

5. 修了証の交付について .. <郵送にて交付致します。>

所定の全科目を受講し、修了試験に合格されますと「修了証」を交付いたします。不合格となった方には最終講習日から5日以内に書面により通知いたします。

6. その他 .. (1) 学科は筆記用具を持参、実技は作業服等・保護帽(ヘルメット)を着用すること。

(2) 建設業の方は建設労働者確保育成助成金支給の対象になります。山形労働局にお問い合わせ下さい。(TEL023-626-6101)

(3) 当協会では、受講中のもしもの事故に対し、「講習会等災害保証保険」に加入しております。

(4) 統合修了証を申込みの方は既存の技能講習修了証を実技日に回収しますのでご持参下さい。